別紙

令和６年４月以降の新型コロナウイルス感染症及び他感染症の施設内発生に伴う保健所への報告等について

**１　保健所への報告基準について**

（１）高齢者・障がい児者施設・事業所について

　　これまで、重症化リスクの高い高齢者や、障がい児者が集団で生活されている入所施設をハイリスク施設として、１名以上の陽性者発生で報告をお願いしておりましたが、**令和６年４月以降は、平成１７年２月２２日付厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づく報告とさせていただきます（添付資料２）。**

　　通所系の事業所につきましては、これまでと同様、同通知に基づく報告となります。

ご報告後の集団発生状況により、ハイリスク者の感染拡大が想定される場合など必要時、管理者様と対応について協議させていただきます。

訪問系の事業所につきましては、これまでと同様、原則保健所への報告は不要です。

　　なお、今後も高齢者・障がい児者施設・事業所における感染対策等に関するご相談については、第３項に記載の担当で引き続き対応いたします。

（２）保育所、認定こども園

　　これまでと同様、積極的疫学調査等は実施せず、平成１７年２月２２日付厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づく報告となります。

　　なお、施設における感染対策等に関する相談については、第３項に記載の担当で引き続き対応いたします。

（３）幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ

　　これまでと同様、原則保健所への報告は不要です。

**２　他の感染症について**

　季節性インフルエンザの感染拡大や感染性胃腸炎、食中毒の発生及び発生が疑われる場合は、これまでと同様、平成１７年２月２２日付厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づく報告をお願いします。

　ただし、感染性胃腸炎や食中毒の発生及び疑いの場合は、速やかな対応が必要となる場合がありますので、同通知基準に限らず保健所へご連絡ください。

　また、季節性インフルエンザのサーベイランス事業に伴う学級閉鎖状況等のご報告については、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

**３　報告先及び報告方法について**

（１）新型コロナウイルス感染症業務につきましては、令和６年４月以降、次のとおり変更となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和６年度 | 令和５年度 |
| 所管課 | 保健予防課保健予防担当 | 保健予防課新型コロナウイルス感染症対策担当 |
| 場所 | 保健所４階 | 保健所３階 |
| 電話番号 | ５０－３５９３ | ２０－５３５７ |
| ファクス | ２８－２１２１ | ２８－２３００ |

（２）報告方法

　　令和６年４月以降、新型コロナウイルス感染症以外の感染症（季節性インフルエンザ等、感染性胃腸炎・食中毒）につきましても、e-KANAGAWA電子申請での報告受付を開始いたします。

　　それに伴い、これら感染症の申請に関するホームページを次ページのとおり変更いたしますのでご確認いただき、ブックマーク等登録されている場合は、変更くださいますようお願いいたします。



★「感染症又は食中毒が疑われる際の保健所への連絡・相談について」

ページＵＲＬ

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokenyobo/kenko/kenko/kansensho/houkoku.html

**４　その他**

1. 行政検査

　　高齢者・障がい児者入所施設等において、陽性者が発生した場合の周囲の方や従事者に対する検査（スクリーニング検査）につきましては、３月をもって終了となります。今後は、感染症法第１５条に基づく積極的疫学調査において、保健所の判断により行政検査を実施する場合があります。

1. 高齢者・障がい児者入所施設に対する補助

これまで、神奈川県が実施していた施設内療養に対する補助やかかり増し経費の補助は３月をもって終了となります。今後は、令和６年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に基づく加算が創設されます。

1. 藤沢コロナ感染症専用ダイヤルについて

藤沢コロナ感染症専用ダイヤルは、３月３１日（日）午後１０時をもって運営を終了いたします。

４月以降、受診できる医療機関等のお問い合わせは、市のホームページに掲載している診療可能な医療機関の検索ができる「藤沢市診療情報案内システム」をご利用ください。医療機関によっては事前の診療予約が必要な場合がありますので、ご確認のうえ受診するようにしてください。

以　上